

高等学校等就学支援金支給手続きのお知らせ

就学支援金は、授業料が無料になる国の制度です。就学支援金の申請は原則オンラインにて受け付けます。令和8年度の制度改正に伴い、全員申請手続きが必要です。以下の案内をご確認の上、お手続きをお願いいたします。

① 就学支援金【新制度】とは

日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件を満たした世帯について、世帯年収に関わらず、保護者に代わり、国が授業料を東京都（学校）に支払うことにより授業料が無償化される国の制度です。東京都教育委員会では申請を受け付けますので、お手続きをお願いいたします。

② 手続きの流れ

【STEP1】 ※全員申請手続きが必要

Logo フォームより申請をお願いいたします。

※学校担当者の方へ
各学校で作成したLogoフォームの申請用のURLやQRコードを貼り付けて案内してください。

【STEP2】 ※生徒本人の国籍が「日本国以外」の者のみ

生徒本人の国籍が「日本国以外」の場合、在留資格の確認のため、以下の書類を学校へご提出ください。

生徒本人の在留資格	提出書類
特別永住者	・住民票の写し（原本）又は「特別永住者証明書」のコピー
永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者 等	・住民票の写し（原本）又は「在留カード」のコピー
家族滞在	・住民票の写し（原本）又は「在留カード」のコピー ・小・中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

※ 住民票は、国籍・在留資格・在留期間等の情報が記載されたものをご提出ください。

※ 場合によっては保護者等の所得確認書類が必要となりますので、学校からご案内いたします。

③ 対象制度確認シート（在校生） ※現在在学する都立高校へ令和8年3月以前に入学した者

